

2018年度 海外留学奨学生の募集について

公益財団法人 浦上奨学会

公益財団法人浦上奨学会（以下「当会」という）は、修学・研究のために海外留学を希望する者たち、経済的援助を必要とする優れた人材に奨学生を給付して海外留学を支援しています。

つきましては、2018年度の新規奨学生を下記のとおり募集します。希望される方がありましたら、2018年1月12日(金)までにご推薦をお願いいたします。

記

1. 応募資格

次の各号のすべてに該当する大学院生または大学生を対象とする。

- (1) 広島県出身である者
- (2) 理工系、農学系を専攻している者
- (3) 2018年度に留学することが決定または内定している者
- (4) 留学先の履修期間が6ヶ月以上12ヶ月以内の者
- (5) 国際的視野を広めることはもとより、国際舞台での活躍を目指す意欲のある者
- (6) 心身ともに健康であり、品行方正で学習意欲が高い者
- (7) 大学の長の推薦が受けられる者
- (8) 他の奨学生（返済義務のある奨学生を除く）の支給を受けていない者
(文部科学省のトビタテ！留学 JAPANの受給者はNG)

2. 支援内容

- (1) 給付金額 一人当たり月額10万円
- (2) 給付期間 6ヶ月以上12ヶ月以内
 - ・給付期間は履修期間とする。
 - ・1ヶ月に満たない期間は切り上げて1ヶ月とする。
- (3) 支給方法 毎月、本人名義の日本国内の口座に振り込む。

3. 募集人員

貴大学で1名

4. 出願方法

次の書類を大学経由で当会理事長宛に提出する（※は当会所定の用紙を使用）。

- (1) 海外留学奨学生願書 ※
- (2) 在学大学の学部長または指導教授の推薦書 ※
- (3) 学習・経費の計画書 ※
- (4) 在学大学の成績証明書（直近のもの）
- (5) 在学大学の在籍証明書（直近のもの）
- (6) 所得証明書（保護者等）

5. 願書締切

2018年1月12日(金)必着(提出書類は返却しない)。

6. 選考

書類選考、面接のうえ決定する。

7. 結果通知

選考後、大学を通じて連絡する。

8. 留学時、留学後の提出物

- (1) 留学前に留学先の受入(入学)を証明する書類を提出する。
- (2) 留学期間の最初と最後およびその中間時に、当会へ近況報告を提出する。
(様式、文字数は問わない。メールにより提出)
- (3) 留学終了時には在籍期間および留学の修了を証明する書類を提出する。

9. その他

- (1) この奨学金は返還義務を伴わない。
- (2) 受給者が次のいずれかに該当した場合は、奨学金の受給決定を取り消す。
 - ① 提出書類の記載事項に虚偽があった場合
 - ② 応募資格に定める各号に該当しなくなった場合
- (3) 受給期間中に留学先を休学、転学または長期欠席した場合は、奨学金を支給しない。
- (4) 受給期間中に近況報告を提出しなかったり、または大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、その他当会の奨学生としてふさわしくないと判断される場合は、奨学金の支給を打ち切ることがある。
- (5) 募集は秋季と春季の2回を予定しているが、秋季で募集人員に達した場合には春季の募集は行わない。

10. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された個人情報は、本奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的では利用しない。

ご不明な点は当会(担当:山下)へお問い合わせください。

〒726-8628 広島県府中市目崎町762

公益財団法人 浦上奨学会

T E L (0847) 41-1140

メールアドレス urakamishougakukai@ryobi-group.co.jp

<http://www.ryobi-group.co.jp/urakamishougakukai/>

以上